

令和2年3月11日
健康福祉部
高齢者支援課/障害者福祉課

介護事業所及び障害者福祉事業所へのマスク配布について

新型コロナウイルス感染症対策として、重症化リスクの高い利用者にサービスを提供する介護事業所及び障害者福祉事業所のマスク不足を補うため、市が備蓄しているマスクに加え、東京都が自治体に配布するマスクを活用し、以下のとおり配布する。

1 対象事業所及び配布枚数（内訳等は裏面一覧表のとおり）

市内に所在する介護事業所及び障害者福祉事業所（計267事業所）に従事する職員を対象として、31,050枚を配布する。なお、使用するマスクは、市の備蓄マスクが29,050枚、東京都から提供されたマスクは2,000枚となる。

【一事業所あたりの配布枚数】

- 訪問系事業所 100枚（但し訪問介護事業所は訪問数が多いため150枚）
- 通所・施設系事業所 150枚
- 居宅介護支援事業所等 50枚

(1) 介護事業所 177事業所

介護事業所へ配布するマスクの総数は、19,800枚

(2) 障害者福祉事業所 90事業所

障害者福祉事業所へ配布するマスクの総数は、11,250枚

2 マスク配布の日時等

所管課より各事業所へ連絡を入れ、下記の日時で市役所にて配布する。

(1) 日時

3月12日（木）及び13日（金）の午前9時から午後4時まで（昼休み時間も対応）

※上記の時間帯で都合が合わない事業所については、個別対応を行う。

(2) その他

受領書に記載の際、各事業所のマスクの在庫状況、1日当たりの使用枚数を確認し、今後の対応の参考資料とする。